

神奈川県水防計画(案)の主な変更概要

1. 洪水予報の発表基準等の変更 (25～26頁、226～227頁)

- 令和5年5月31日の水防法改正に伴い、県が発表する洪水予報河川のうち、相模川中流については、国から提供される6時間先までの水位予測情報を活用し、洪水予報を行うことから、発表様式を変更。また氾濫危険情報の発表基準について、「氾濫危険水位に到達したとき」に加え、「急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき」を運用に追加。

2. 水位周知河川における氾濫発生情報の追加 (25～26頁)

- 水位周知河川では、これまで、「氾濫警戒情報」及び「氾濫危険情報」を発表することとしていたが、「氾濫発生情報」の発表を追加。ただし、氾濫の発生については、現地確認が難しい場合もあるため、可能な範囲で氾濫発生情報の発表を行うこととする。

3. 津波・高潮に伴う水防警報の設定 (29～31頁)

- 三浦海岸など12海岸が水防警報を行う海岸に指定されているが、水防計画に津波・高潮に伴う水防警報の発表基準を具体的に明記していなかったことから、令和6年2月に東京湾沿岸の高潮特別警戒水位の見直しが完了したことを受け、津波注意報の発表を水防警報の発表基準とするとともに、高潮については、高潮注意報の発表を水防警報の発表基準とする。

4. 重要水防箇所の変更 (42～142頁)

	重要水防箇所(河川)		重要水防箇所(海岸)	
	箇所	延長	箇所	延長
令和5年度	1,031箇所	276,044.1m	68箇所	5,423m
令和6年度	1,030箇所	274,134.1m	68箇所	5,423m
増減	<u>1箇所の減</u>	<u>1,910.0mの減</u>	<u>なし</u>	<u>なし</u>
主な変更要素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工に伴う解消 ・ 資料3参照 			

重要水防箇所：河川や海岸について、特に水防上重要な箇所を河川管理者や海岸管理者が定める。

- ※ 河川は、「堤防高」「堤防断面」「堤防強度」「漏水」「水衝・洗掘」「工事施工」「工作物」「新堤防・破堤跡・旧川跡」「陸閘」の9種別に、海岸は、「堤防高」「堤防強度」「越波」「工事施工」「工作物」の5種別に分類し、評定基準に基づき、「A」「B」「要注意区間」等の階級を重要度に応じ定める。

5. 水位観測テレメータ局の新設等 (170～177頁)

- 県が新たに設置した水位観測テレメータ局
 - 2箇所 屏風ヶ浦橋(大岡川分水路)、八幡橋(掘割川)
- 水防団待機水位及び氾濫注意水位(警戒水位)の設定
 - 3箇所 富士見橋(千の川)、玉川橋(鈴川)、新大縄橋(渋田川)
(変更) 若宮橋(渋田川)、源氏橋(歌川)

6. その他の変更

- 大雨警報・注意報、洪水警報注意報の発表基準表の更新(資180～181頁)
- 危機管理型水位計一覧表の更新(参33頁)
- 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準(参37～38頁)
- その他、時点修正など